

秋田被害者 支援センターだより

第 7 号

平成 18 年 7 月 31 日

発行者 社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐藤 怜

電話 018-887-7605 FAX 018-887-7608

相談電話 018-832-8010

(フリーダイヤル) 0120-62-8010

電話受付 午前10時～午後4時

(月曜日～金曜日 土日祝日、年末年始を除く)

秋田県における犯罪被害者等の支援について

秋田県生活環境文化部

県民文化政策課長 杉本 俊比古



犯罪被害者等に対する支援については、平成16年12月に議員立法により「犯罪被害者等基本法」が成立し、さらに、昨年12月には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、より横断的、総合的な支援を行うためのバックボーンができたところです。

また、この計画では、新たに「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定するなど、被害者等の救済だけでなく、国民の被害者等に対する理解の増進にも積極的に取り組むこととしております。

県では、こうした流れを受け、全国に先駆けて本年2月に「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、犯罪や交通事故の被害者に対する総合的な支援を行うことといたしました。

さらに、本年3月に策定された「あきた21総合計画第3期実施計画」では「元気なふるさと秋田づくり」を県民目標と定め、「交通安全や地域安全対策の推進」を引き続き積極的に推進していくこととしており、具体的な施策の方向として、県民、事業者、行政が一体となった「安全・安心まちづくり」や交通安全運動など、これまでの施策の充実を図っていくことに加え、新たに「犯罪被害者等に対する適切な支援を行っていくこと」も大きな柱と位置付けております。

そのうえで、本年4月には県民文化政策課に知事部局における総合的対応窓口を設置し、被害者等に対する情報提供や県民への啓発普及、国や関係機関、支援団体との連携を推進していくための体制づくりや情報の収集を進めているところです。

国においては、現在、施策の実施状況の検証・評価・監視を行う「基本計画推進専門委員等会議」を設置するとともに、「経済的支援の在り方」、「支援のための連携」及び「民間団体への援助」について、それぞれ専門家による検討会を立ちあげ、中身の濃い検討を集中的に行っており、遅くとも来年の12月までには、最終報告が公表されると伺っておりますので、この検討結果に基づいて犯罪被害者等に対する施策が、より一層充実・強化されるものと期待しております。

県においても、犯罪被害者等の支援について、「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」などに沿って鋭意取り組んでまいりますので、県民の皆様を始め関係機関・団体の御理解と御協力を御願いたします。

秋田被害者支援運動の一環として、犯罪被害者等に対する県民の理解を深めていただき、犯罪被害者等の被害の回復及び社会復帰に資するため、

(1)被害者支援のためのメッセージ

(2)秋田被害者支援運動の愛称

を広く県民の皆様から募集します。

秋田県犯罪被害者等支援基本計画(「美の国あきたネット」及び「警察本部ホームページ」に掲載)も参考にご応募ください。

メッセージ * 愛称の募集

募集テーマ

「被害者支援のためのメッセージ」

被害者への応援メッセージや被害者に対する応募者の思いなど、被害者に対する県民の理解と共感が深まるような被害者支援のためのメッセージ(標語を含む。)を募集します。メッセージは、35字以内とし、様式は問いません。

【例】「応援します。あなたのハート。」

「気付いてますか被害者に。気付いてますかその心に。」

募集テーマ

「秋田被害者支援運動の愛称」

秋田被害者支援運動は、(株)秋田被害者支援センター及び秋田県が主唱し、
○秋田被害者支援センターの賛助会員になろう
○テレホンカード・ハイウェイカード・切手を送ろう
○被害者支援のためのメッセージを送ろう
を運動の柱としています。この秋田被害者支援運動の愛称を募集します。

募集期間 平成18年7月3日(月)から平成18年9月29日(金)まで(当日消印有効)

応募資格 県内在住者(小・中、高校生応募可)とし応募作品は、自作未発表の作品に限ります。

応募方法 官製はがき、電子メール、ファクシミリ1通につき1作品を記載し、

①氏名(ふりがなを付記) ②郵便番号、住所 ③年齢(応募時)

④職業(小・中学生及び高校生にあっては学校名、学年を明記) ⑤連絡先電話番号を明記し下記のいずれかの送付先までお送り下さい。

地域、職場において、適宜の用紙に記載し、一括送付していただいても結構です。

表彰 最優秀作品は、11月25日(土)に秋田市で開催予定の「被害者支援秋田県民大会」において秋田県知事より表彰します。

送付先及び問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部警務部警務課犯罪被害者対策室
TEL: 018-863-1111 FAX: 018-863-4249
Eメール: ap-110@akita-kenkei.net

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県生活環境文化部県民文化政策課企画班
TEL: 018-860-1513, 1560 FAX: 018-860-3891
Eメール: kenmin-bunka@pref.akita.lg.jp

平成18年度犯罪被害者等支援担当者研修会の開催

今年の雪いわゆる「18あきた豪雪」と呼ばれる大変な雪に見舞われ多くの被害をもたらした1、2月も過ぎた3月中頃、私達研修担当者に今年最初の大きなイベントが開催されることになりました。この研修は(社)秋田被害者支援センターが主催し、秋田県・秋田県警察本部共催で、各市町村の被害者支援の窓口担当者に対して行なわれる重要な研修会でした。

研修担当者及び関係部署、センター内の各部門と連絡、打ち合わせを行い、この行事が所期の目的通り実施出来るよう努めました。



▲中央地区会場にて、講義する警察担当者

県では本年2月13日「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し4月から犯罪被害者等のための各種施策の推進が図られております。この基本計画には犯罪被害者等支援担当者への研修の充実が盛り込まれていることから(社)秋田被害者支援センターでは、県との共催で各市町村総合的対応窓口担当者、各地域振興局担当者、各警察署被害者支援担当者の方々の方々の忙しい業務の中それぞれの研修地にご参加頂きました。

秋田県全域の開催は4月11日、秋田県議会大会議室で、研修カリキュラムも9:40から17:00まで休憩と昼食をはさんでの講義があり、各講師の重要ポイントを熱心にメモされていました。当センターの支援活動員の電話相談、直接支援の事例発表などがあり、支援の現状や被害者支援の為の活動員の心掛けや寄り添い、傾聴する事の大事さなどを学ばれました。この研修が「多くの犯罪被害者等の支えとなるよう今後も努力して行きたい。」との強い思いを実感させられました。

県内三カ所で開催された日時と場所は次の通りです。

- ◆中央地区 平成18年5月9日(火曜日)
潟上市役所飯田川庁舎大会議室
- ◆県南地区 平成18年5月16日(火曜日)
横手市役所大雄庁舎大会議室
- ◆県北地区 平成18年5月23日(火曜日)
上小阿仁村役場集会室



▲県南地区会場にて、講義する舛屋専務

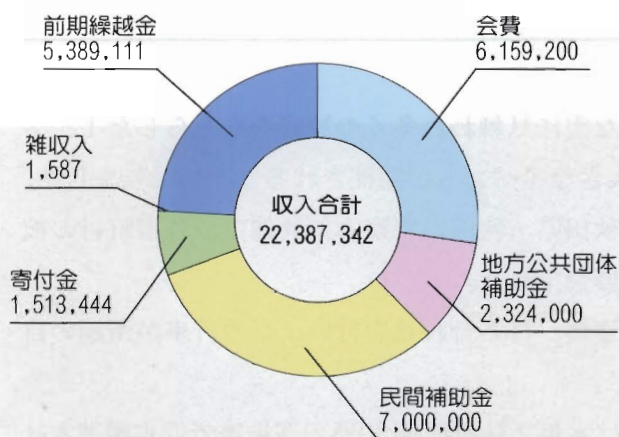
最後に各地区の会場設営に当り、関係者の方々のご協力賜りましたことをこの紙上を借りて厚く御礼申し上げます。
(研修担当)

★相談電話 018-832-8010 月曜日～金曜日 祝日を除く

★フリーダイヤル 0120-62-8010 (午前10時～午後4時)

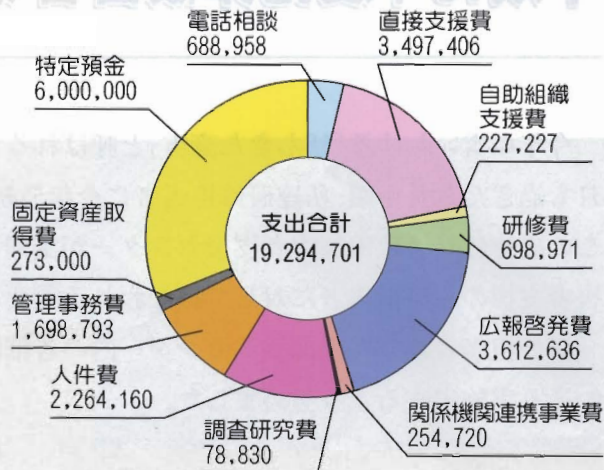
〈平成17年度収入〉

単位：円



〈平成17年度支出〉

単位：円

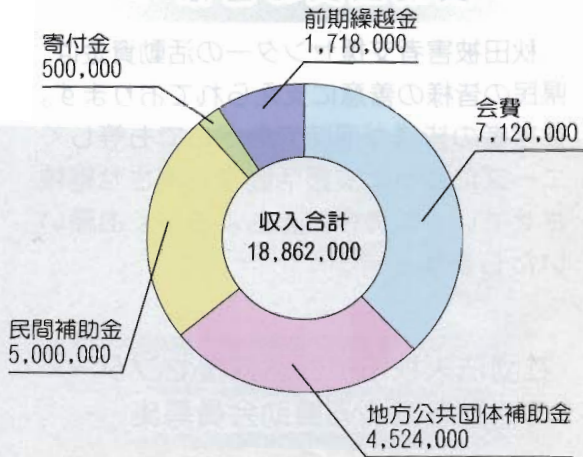


〈平成17年度事業報告〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 被害者支援事業	1) 直接的支援件数 23回 (付き添い等17回、情報提供6回) 2) 電話相談活動 相談受理件数 198件 3) 面接相談 法律相談 4回 4) 被害者自助グループ支援 毎月1回(第4日曜日)開催。 移動開催 大仙市、能代市
2 研修事業	1 被害者支援員研修	1) 定例研修会の開催 毎月第4水曜日 2) 直接支援員研修として、 11回開催 3) 県外研修 直接的支援セミナー 3回
	2 新規支援員の育成のための養成講座	ボランティア支援員養成講座 平成17年度募集した3名が、ボランティア支援員養成講座初級編・中級編を修了した。
3 広報啓発	1 広報啓発事業	広報誌発行5号 10,000部 広報誌発行6号 38,000部 リーフレットの作成 1) 「犯罪被害者支援の日キャンペーン」 ○県広報誌「あきた新時代」9月号(全戸配布) ○フリーダイヤルの実施 ○秋田駅前街頭キャンペーン 10月1日(土) ○公開講座 能代市・由利本荘市開催 2) 犯罪被害者支援フォーラム 3月18日(土) 講演「被害者遺族の心情」 講師山内久子氏 3) 「警察相談の日」広報活動(秋田駅前アゴラ広場)募金活動、リーフレット配布 4) 「ハーモニーフェスティバル」(アトリオン) 活動紹介・展示、リーフレット、広報紙配布 5) 秋田被害者支援センターへの支援要請及び市町村条例説明29市町村訪問
	2 賛助会員の拡大	1) 本荘ロータリークラブ・本荘南ロータリークラブ例会講師派遣 2) 「第22回東北北部三県警察音楽隊演奏会」 リーフレット、広報紙配布 (秋田県民会館)
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	1) 全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会への参加、会議等への参加
	2 関係機関連携活動	1) 秋田県被害者支援連絡協議会 2) 秋田県犯罪被害者等基本計画(仮称)に関する研究部会 3) 性犯罪問題研究部会 4) 日本司法支援センターに関する意見交換会 5) 秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会へ支援員の派遣
5 その他の事業	1 関係機関への協力	1) アピュイシンプोजュウムへの協力 2) センター視察来所 10回 3) 外部へ講師派遣 6回

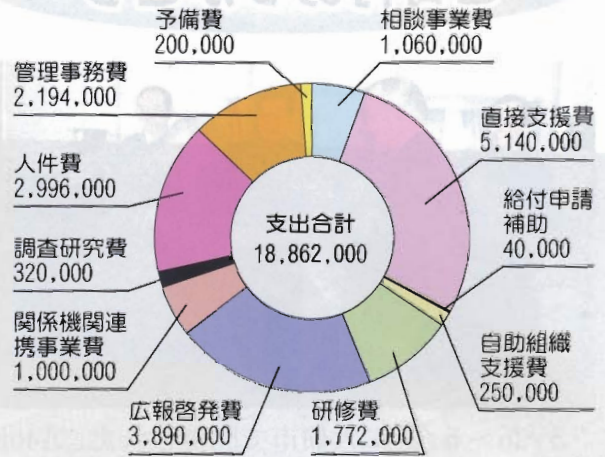
〈平成18年度予算収入〉

単位：円



〈平成18年度予算支出〉

単位：円



〈平成18年度事業計画〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	1) 被害者支援員が面接、付き添い及び支援に必要な関係機関の紹介等、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援を行う。 2) 特別支援事業 犯罪被害者等は、再び危害を加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪の被害者やストーカー行為等の被害者は、身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、犯罪により居住地に居住することが困難になり転居を余儀なくされたり、性病検査費、妊娠検査薬費、治療費等の経済的負担を強いられていることから、支援センターが被害者が負担している費用について一人10万円を限度に補助する。 3) 犯罪被害者等給付金の申請手続きの補助を行う。
	2 電話相談活動の推進	専用電話 018-832-8010 (フリーダイヤル 0120-62-8010) 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時
	3 面接相談活動の推進	弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。 (予約制)
	4 被害者自助グループ支援	被害者同士が集う自助グループにおいて、被害態様別により多くの被害者が集えるよう支援活動を推進する。
2 研修事業	1 被害者支援員研修	支援員の能力の向上を図るため、毎月第4水曜日に支援員研修を開催するほか、各種研修などの活動を推進する。
	2 新規支援員の育成のための養成講座	一般公募による支援員の募集活動と養成講座を開催
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	1) 機関紙、リーフレット、ホームページ等による情報発信 2) 「犯罪被害者支援の日キャンペーン」 10月3日 犯罪被害者支援の日 3) フォーラムの開催 4) 犯罪被害者週間 11月25日～12月1日
	2 賛助会員の拡大	社会の広範囲な層に対する被害者支援意識の浸透に努め、新規会員の拡大を図る。
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク 関連活動	1) 全国被害者支援ネットワークおよび加盟 団体との連携を深め、被害者実態に関する 情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。 2) 全国被害者支援ネットワーク主催の全国 研修会への参加。
	2 関係機関連携活動	1) 県、市町村、警察、秋田県被害者支援連 絡協議会等の関係機関・団体との連携。 2) 秋田県犯罪被害者等支援基本計画における市町村等の総合的対応窓口担当者等への 研修会等。
	3 被害者実態に関する調査研究	被害者実態に関する情報交換、被害者実態の調査研究を推進する。 1 被害者支援事業

ご寄付ありがとう



5/26～5/28に大仙市で開催された、第40回中古車ビッグフェアの売上金の一部を大仙市中古自動車協会代表武藤伸一氏より、社会のために役立たせたいと申し出があり、大仙警察署において、10万円を贈呈いただきました。来年度以降の継続したご寄付を申し出くださいました。

みちのくキャンティーン(株)様から平成18年4月から6月まで80,463円をご寄付いただき、全国被害者支援ネットワークの会報にも紹介されました。

1団体5個人の方々より154,950円ご寄付いただきました。

編集後記

会報7号をお届けします。秋田県でも被害者支援のための基本計画が策定されました。当センターもその一翼を担うことになりました。今後もより良い支援が出来るよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

賛助会員の皆様へ

秋田被害者支援センターの活動資金は、県民の皆様の善意に支えられております。被害者の皆様が何時でもどこでも等しくニーズに添った支援活動を充実させ継続させていくため今後ともよろしく願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集

私たちの活動は、賛助会員で、支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げます。

賛助会員

個人会員 年会費 一口 1,000円

法人会員 年会費 一口 5,000円

※一口以上、何口でも結構です。

口座名義 (社)秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜

振込先

秋田銀行 本店 普通 No.476400

北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替口座 02220-6-80225

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

相談電話 018-832-8010

(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く)

一人で悩まないで、まずはお電話をおかけ下さい。